

## 様式第2号（第6条関係）

### 伊佐市学校給食用物資納入基本契約書

学校給食用物資の供給について、次の条項により契約を締結する。

#### （総則）

第1条 受注者は、発注者が発行する注文書及び納入条件に従って、学校給食の重要性をよく理解し、施設の衛生面に十分配慮し、物資については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守するとともに、要望事項をふまえて給食業務に支障をきたさないよう新鮮・良質・衛生的なものを、発注者に納入するものとする。

#### （納入品目・納入場所）

第2条 受注者は、伊佐市立学校給食センターに学校給食用物資を納入するものとする。

#### （契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和8年3月31日までとする。

2 契約期間中に受注者が契約書の内容に違反した場合及び契約を履行しない場合には、発注者は契約を解除する事ができる。

#### （契約保証金）

第4条 この契約に係る契約保証金は免除する。

#### （価格）

第5条 受注者が発注者に売渡す物資の価格は、時価（発注を受けた時の価格）とし、発注者からの依頼により見積額を提示する。

#### （報告等）

第6条 受注者の営業内容及びその他著しい変更が生じた場合は速やかに発注者に報告するとともに改めて書面を届出すること。

2 受注者の家族及び従業員の中に病気（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症）が発生した場合は、速やかに報告するとともに医師の診断書を添えて届出すること。ただし、発注者が不要と認めた場合は、この限りではない。

#### （検便）

第7条 発注者は、必要に応じて受注者に検便結果の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の求めがあったときは、速やかに発注者に報告するものとする。

#### （連絡）

第8条 発注者及び受注者の連絡方法は、急を要する場合は電話、重要事項に

については電話、FAX及び文書によるものとする。

(発注)

第9条 発注は、発注書によるものとする。ただし、軽微な注文内容の変更をする場合及び急を要する場合は、この限りでない。

2 学級以上の単位で給食を実施しないこととした場合については、連絡期日、対応について受注者と発注者との協議のうえ、決定するものとする。

(納品時限)

第10条 受注者が、発注者に物資を納入する日時は厳守する。

(検収)

第11条 受注者は、物資納入に際して、必ず発注者の検収を受けなければならない。

2 検収の結果、不適格品又は計量不足であるときは、発注者は受注者に対し新たに適正品と交換納入、又は不足量の納入を請求することができる。

3 受注者は前項の請求があった場合は、すみやかに適正品と交換、又は不足量の納入をしなければならない。なお、発生する費用は受注者が負担するものとする。

(支払)

第12条 受注者は、前条の検収に合格したときは、納入した物資代金を毎月末で締め切り、発注者に翌月10日までに請求書を提出するものとする。

2 発注者は、受注者からの支払い請求書を受理した後は、速やかに支払うものとする。なお、あらかじめ支払遅延が想定される場合には、発注者と受注者との協議のうえ、処理するものとする。

(契約外事項の処理)

第13条 この契約書に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、発注者と受注者との協議のうえ、処理するものとする。

本契約の証として、本通2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

鹿児島県伊佐市大口里1888番地

伊佐市長 橋本 欣也

受注者